

< 2004年5月 >

『兵は凶器なり』(24) 15年戦争と新聞メディア

- 1926 - 1935 -

## 美濃部達吉と天皇機関説

前坂 俊之

(静岡県立大学国際関係学部教授)

一九二八(昭和三)年の三・一五事件では共産主義が徹底して弾圧された。五年後の一九三三(同八)年五月の京大・滝川事件では思想・学問の自由にまで弾圧のターゲットが拡大された。軍部ファシズムによる思想統制の第二弾であり、一九三五(同十)年に政治問題化した天皇機関説事件はその第三弾であり、一連の総仕上げであった。

自由主義や民主主義はもちろん、批判精神そのものが「国体明徴」の血祭りにあげられた。学問は一挙に一世紀以上も前の暗黒時代に逆戻りしたのである。

天皇機関説は二十世紀初頭ドイツで提起された国家有機体説に基づくもので君主を“機関”とみる立場をとっていた。

美濃部学説は当時の明治憲法に新しい解釈を加え、近代国家としての体制を整えつつ、天皇の位置づけを客観的に行っており、最も現実に即した学説として認められていた。

それが突如、問題視され禁止されるほど、時代は狂気の度を強めていた。天皇機関説の禁止はファシズム化に同調しないものは一切「国体」の名において強制的に排除する運動でもあった。

### 1・時代錯誤の神がかり的な批判

天皇機関説は“国体”についての近代的な解釈の一つにすぎず、もちろん天皇の存在を否定したものではないのに、狂信的な右翼は天皇の神聖をタテにいっさい論ずることを禁じたのである。

在郷軍人出身で衆議院議員の江藤源九郎(陸軍少将)は一九三五(昭和十)年二月二十八日、憲法学説(天皇機関説)が不敬罪に当たるとして東京地検に美濃部達吉を告発した。

その告発状の冒頭部分が次の文章だが、天皇機関説を排撃した連中が、いかに時代錯誤の神がかり的思考のもちぬしであったかを、よく示している(1)。

### **告発の事実**

一 謹て按ずるに天照皇大神 皇孫瓊々杵尊に命じて此土に降りて之を治め給うに臨み勅して曰く 葦原千五百秋之瑞穂国是我子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉寶祚之隆當与天壤無窮者矣

二 斯て万世一系の 皇統連綿として窮る所なく億兆心を一にして忠誠を表せるは真に我国体の精華なり

三 略

四 然るに一木善徳郎氏欧米より移入し来たりたる不逞極まる憲法学説を講ずるや被告発人美濃部達吉は馳いて之が亜流を汲み 天譴を怖れず「天皇機関説」なるものを宣伝流布して忠良なる帝国臣民を眩惑すること玄に三十有余年なり

もともと、美濃部は一九二〇(大正九)年から東大法学部で憲法を担当、憲法理論では天皇機関説により学界の第一人者として認められていた。一九三二(昭和七)年に貴族院議員に勅選され、一九三四年には同大名誉教授となっていた。

## **2. 自由主義者としての美濃部達吉**

自由主義者として、満州事変前から議会政治を守るため、軍国主義に対して強く批判してきた。そうした態度が狂信的な日本主義者の怒りを買ひ、機関説攻撃の要因ともなった。

一九三〇(昭和五)年のロンドン軍縮条約の批准に際して美濃部は軍部や右翼の「統帥権干犯」の攻撃を排し、総理大臣が軍令部長の同意を得ず、条約の批准を奏請しても軍令部長の権限の侵犯には当たっても、統帥権干犯には当たらないと論じた。

統帥権問題では政府と軍部が鋭く対立するなかで、美濃部は政府擁護論を積極的に展開、批准に反対していた枢密院を可決におしやった。

満州事変直前の一九三一年六月に『東京朝日』は各界の代表を集めて第二回行財政整理座談会を開いた。この座談会には軍人が参加しておらず、テーマが軍備削減に及んだため、軍部は欠席裁判だと激怒、『朝日』への反感をつのらせた。

この席上、美濃部は「陸軍が伝統的に兵力で満州蒙古の秩序を維持せねばならぬということを強く信じて居るように思うが、これほど国家の害をなすものはないと思いません」と「満州事変」に反対の発言を行い、蓑田胸喜から「非国民」とののしられた。

「満蒙特殊権益論」にこりかたまつた軍部や右翼を刺激した。

### 3・ファッショを真正面から批判した美濃部

一九三二年二月九日、井上準之助が血盟団員によるテロに倒れた時、美濃部は『中央公論』（同年五月号）に右翼を激しく批判する論評を掲げた。

「左傾主義に対しては政府は全力を挙げて之を抑圧することに努めて居るのに反し、×××を標榜して居る者は、其の主張が如何に非合法的であっても、尚公然天下を横行して政府は之を取締ろうともしない。

併し暴力を是認し、立憲政治を否定する過激な思想は、其の国家及び社会に危険であることに於いて、過激な左傾思想と拮据する所は無い。政府が左傾思想の取締にのみ汲々として、こういう過激な右傾的暴力思想の取締に寛大であったことは、今回の如き凶変の頻々として起こる有力な一原因を為して居る」

さらに、満州事変以来のファッショ礼讃が暴力やテロの風潮を生んだと批判し、「ファッショ政治は實質に於いては決して新しいものではなく、我が国に於いて立憲政治の施行に至るまで行われて居た旧薩長政府の政治は（中略）固より現代の所謂ファッショ政治と同一ではないが、実力を基礎とする独裁政治であることに於いては、其の本質を同じくして居るものであり、再び独裁政治の昔に復し、暴力を以て反対者を圧迫する暗黒時代を再現せしめようとするのは、如何にしても吾々の忍び得ない所である」と述べた。

ファッショに真正面から立ち上がったのである。

こればかりではない。一九三四(同九)年十月に陸軍省がいわゆる「陸軍パンフレット」(国防の本義と其強化の提唱)を配布した時も、美濃部は齒に衣を着せず、軍部の露骨な政治関与を批判した。

#### 4・帝国憲法の権威・美濃部は目の上のコブ

機関説問題が起こった一九三五年初めの通常国会でも帝人事件での人権蹂躪を取り上げて検察ファッショをきびしく追及した。自由主義、議会政治の最後の砦の役割をはたし、軍部や右翼にとっては帝国憲法の権威・美濃部は目の上のコブであった。

天皇機関説問題は一九三五(昭和十)年二月十九日、貴族院本会議で京大・滝川事件を問題にした右翼議員の菊池武夫(陸軍中将)が美濃部の著書を引用して「叛逆者」「謀叛人」「学匪」と激しく攻撃したことに始まる。

美濃部は二十五日の本会議で一身上の弁明を行い、菊池の攻撃に対して反論した。

「今議会におきまして再び私の著書を挙げられまして、明白な叛逆的思想であると言われ、謀叛人であると言われました。また学匪であるとまで断言せられたのであります。

日本臣民にとりまして叛逆者である。謀叛人であると言われまするのは侮辱この上もないことと存するのであります」と美濃部は前置きして、約一時間にわたって天皇機関説について説明した。

『東京朝日』(一九三五年二月二十六日夕刊)は一面のほぼ全面を埋めて「片言隻句を捉へて、叛逆者とは何事」「美濃部博士諄々憲法を説き貴院で一身上の弁明」の見出しが躍っている。

美濃部の演説は「条理整然所信を述べれば満場肅々としてこれに聴き入る。約一時間にわたり雄弁を振り降壇すれば貴族院には珍しく拍手起る」と報じた。

菊池議員は「徒らに美濃部博士を罵言讒謗したのでもなく、また同博士の著書を全部通読したのでもない、只今承る如き内容のものであれば何も私がとりあげて問題とするにも当たらないように思う」と述べた。

ところが、機関説が新聞に大々的に報道され、結果的に一般国民に広く知れわたったことに右翼や日本主義者は激怒、騒ぎはいっそう大きくなった。

## 5・右翼や日本主義者が美濃部を告発

江藤源九郎が美濃部を告発したのをはじめ、貴族院が三月二十日に国体明徴の建議案を全会一致で可決、政友会が天皇機関説の追及に立ち上がり、衆議院でも三月二十三日に「国体に関する決議案」を満場一致で可決した。

右翼は黒龍会が中心となり三月八日に機関説撲滅同盟を結成、在郷軍人会も一斉に排撃運動に立ち上がった。

一九三五年一月から三月十五日までの間に警視庁検閲課がまとめた機関説の排撃ビラや檄文、パンフレットは計三十七種類にものぼった。

国体擁護連合会の「美濃部達吉博士、末広庵太郎博士等の国憲紊乱思想に就て」(檄文)「兇逆美濃部を斃せ!」「天皇機関説のせん滅へ」「国体ヲ破壊スル爆弾思想『機関説』ヲ絶滅セヨ」などオドロオドロシイ文句が並んでおり、それぞれ数百枚から数万枚がバラまかれた。

三 - 四月に排撃運動を起こした日本主義や右翼の団体は全国で百五十一団体にも及んだ。

これら諸団体の要求は 機関説の著書の発禁、美濃部の公職辞任と自決、岡田啓介首相、一木善徳郎枢密院議長の引責辞任などであり、倒閣の道具に利用された。

岡田首相は当初「用語で穏当でないところがあるが、学説については学者にまかせろ」という冷静な態度をとっていたが、猛烈な攻撃の前に反対の態度にかわった。圧倒的な右傾化の流れに抗せなかった。

美濃部は、四月七日、江藤代議士の告発による検事局の十六時間にわたる取り調べを受けた。

同九日には「逐条憲法精義」、「憲法撮要」および「日本憲法の基本主義」の三著書を発禁、「議会政治の検討」、「現代憲政評論」の二著に次版改訂が命じられた。燃え上がった日本主義の火の手はますます広がった。

世論の指導権は完全に右翼の握るところとなった。

数年前の政党政治はなやかなりし頃に活躍した自由主義的な新聞、雑誌は何らかの影におびえたように美濃部学説を擁護するものは全くなく、完全に回避的な態度をとり続け、沈黙した。かすかに残されていた言論の自由は、跡形もなく消え去っていった。

当時の異様な雰囲気鮮明に伝えるものとして、中島健蔵著、『昭和時代』があるが、『天皇機関説』は、もはや一つの憲法学説ではなく、敵を排撃するために使われる合言葉となっていた(2)」と指摘している。

## **6・美濃部は衆人環視のなかで無法なリンチを受けた**

“国体明徴”は大きな狂気のうねりとなって国民全体を巻き込んだ。“国体”や“国体明徴”に批判的でさめた人たちも、左翼は別にしても、かなりいたにもかかわらず流れに抗する声は上がらなかった。

右翼、軍人、官僚の激しい恫喝、執拗な攻撃に身震いし、沈黙を守り、一転して国体明徴に同意した。

いわば、日本を代表する憲法学者が衆人環視のなかで無法なリンチを受けたのである。国民は息をひそめて、その残酷な集団リンチを見守り、美濃部への同情以上に、狂言的に攻撃する側に恐怖し、大勢は保身で盲目的に追従した。中世の“魔女狩り”と何らかわるところはなかった。

中島健蔵は、国体明徴の仕掛け人を四種類に分類した(3)。

- 一、狂信的な神がかりの日本主義者。主張の度外れたアナクロニズムの連中
- 二、腐化した社会の改革を唱えた右翼たち
- 三、国体明徴を政治的に利用して倒閣の具にした政治家
- 四、国家権力や統帥権の動揺をおそれた軍人や官吏たち

この仕掛け人たちがつくり出したムードに多くの大衆は催眠術をかけられたように躍らされた。

では、天皇自身は機関説をいったいどうみていたのか。

本庄繁『本庄日記』(一九六七=昭和四十二年、原書房)によると、機関説を是認し、美濃部を擁護、機関説排撃運動を激しく批判していたことが随所に出てくる(4)。

軍部や右翼、在郷軍人会が天皇機関説を軍部の派閥争いに利用し、倒閣の道具にしていたのである。

## 7・昭和天皇は天皇機関説、美濃部を擁護

「陛下は在郷軍人の名に於いて各方面へ配布せし機関説に関する『パンフレット』に付き御下問あり。即ち此の如きは在郷軍人として遣り過ぎにあらざるかと拝す。即ち、軍部にては機関説を排撃しつつ、しかも此の如き、自分の意思に<sup>もと</sup>恃ることを勝手に為すは即ち、朕を機関説扱いと為すものにあらざるなきか、との仰せあり」(一九三五年四月二十五日)

「若し思想信念を以て科学を抑圧し去らんとするときは、世界の進歩は遅るべし。進化論の如きも覆えざるを得ざるがごときこととなるべし」(同)

「機関説云々は皇室の尊厳を汚すと云うも、斯る事を議論すること夫れ自体が皇室の尊厳を冒瀆するものなり。日本の国体は機関説云々の議論くらいにて動かさるものにあらず云々」(七月十日)

鈴木貫太郎侍従長にも、「今日、美濃部ほどの人が一体何人日本におるか。ああいう学者を葬ることはすこぶる惜しいもんだ」ともらしていた、という。

こうした天皇の声は完全に軍部によって無視された。滝川事件でみられた大学の組織的な学問の自由を守ろうという抵抗や、運動は全くみられなかった。美濃部は孤立無援のたたかいを一人で挑み、辞職に追い込まれた。

### **天皇機関説事件を新聞はどう報道したのか。**

新聞は右翼をおそれ遠巻きにしながら傍観し、自らが攻撃の対象にならないように慎重に報道、行間に美濃部への同情をただよわせた。

1935年(昭和10)二月二十五日の美濃部の一身上の弁明に対して、『東京日日』社説は、「美濃部博士が遂にこれを黙視することが出来ないで『一身上の弁明』を試みたのは相当熟慮の結果であろうと思う。

われ等はこれを博士が自己の学説に対してあくまで責任を痛感する学者的良心の発言であると思う。

われ等はもしこの問題が今後、更に議会において論議せられるならば、その性質上、十分慎重な態度をもって考慮せらるることを望む。……議会言論は……他人の言論と人格に対する敬意を忘れてならぬことはいうまでもない」

狂信的な攻撃に対して反省を求め、美濃部を援護する姿勢が行間からにじんでいる。ところが、翌日『東京日日』には正反対の見解が載った。

徳富蘇峰は同紙の夕刊に「日日だより」を毎日連載していたが、こう書いた。

#### **8・ 徳富蘇峰は美濃部攻撃にお墨付き**

「記者は未だ美濃部博士の法政に対する著作を読まない。故に今茲に其の所説に付ては語らない。但だ世間が天皇機関説を公問題とするに際し、操觚界(ジャーナリズム)の一人として、其の所信だけは、明白にす可き義務があると信ずる故に、敢えて一言する。

記者は如何なる意味に於てするも、天皇機関説の味方ではない。苟も日本の国史の一頁にても読みたらんには斯る意見に与することは絶対に不可能だ。其の解釈はしばらく措き、第一天皇機関説などという、其の言葉さえも、読者はこれを口にすることを、日本臣民として謹慎す可きものと信じている」と述べ、「日本の国民として九十九人迄は恐らく記者と同感であろう」(二月二十七日)と断定した。

無茶であった。美濃部の学説を全く読まないならば、言及する資格はないにもかかわらず、天皇機関説など口にすべきでもないと一方的に決めつけたのである。しかも、九十九人までは同感であろうと、批判を封じた。問答無用の軍人、右翼のテロとあまり変わりなかった。

当時の言論界を代表する蘇峰の時流に便乗した発言は、美濃部を攻撃する側にお墨付きを与えた形となった。

蘇峰は美濃部批判をその後も続けている。

「特に我が日本帝国は、肇国以来世界唯一絶特無類の国家として、世界人類史上に於ける一大存在だ。此の大なる事実を無視して日本を語らんとする学者の大胆不敵



は我等に取りては、只だ呆れ入る外は無い。盲者蛇に怯ずとは、彼等のことであろう」(三月十三日)

『東京朝日』の論説委員、関口泰が指摘したように「美濃部博士の憲法学説を攻撃する者の九十九人迄、否百人迄が博士の法政に対する著書を読まないらしいことは、その所説の節々から察せられた」のである。

「学問上の意見について、それが反国家的であるや否やを断定する為には、断定者自身が相当の学問上の理解を有することを必要とする。

学問上の理解を欠いて居る者が断片的に他人の論著を一見して、それが国家に危険であるや否やを断定するが如きは、それ自身すこぶる危険な事で、それこそ国家を誤ること甚だしきものといわねばならぬ」

### 9・美濃部を擁護する声は圧倒的に少なかった

美濃部は、滝川事件に対して『帝国大学新聞』(一九三三 = 昭和八年六月五日)でこのように書き、滝川教授の休職処分を批判したが、二年後に自分自身がこれと全く同じ矢面に立たされたのであった。

攻撃する側にくらべ美濃部を擁護する声は圧倒的に少なかったが、なくはなかった。

土井晩翠は「神聖の沈黙」(『東京朝日』三月十二日)のなかで、時代のファナチズムを強くいさめた。

「今回美濃部博士を攻撃する方々は熱烈な忠君愛国者であろうが(中略)或一派が意見を異にする他派を目して恰も悪魔の業であるが如くに強烈な攻撃を加うる如きは

……

一步踏みはずすとファナティックとなり、盲目となる」と批判し「私は天皇の大権問題等に関しては神聖の沈黙を守るべきものと思う」と問題の打ち切りを提唱した。

三木清も『読売』(三月二十日)のコラムで「仮りにその学説が間違っているにしても、そのためにその人が曲学者、非国民であるかの如く云うのはいかがであろうか」と批判した。

しかし、多勢に無勢でこうした言論は数えるほどしかなかった。

そんななかで、注目されたのは『帝国大学新聞』であった。大新聞と違って機関説排撃運動を批判する文章を載せキャンペーンを張ったのである。

河合栄治郎、石浜知行らが真正面から論陣を張り、特に石浜は「時流」(五月六日)のなかで「機関説の政治敗退は文化的に、政治的に三十年の逆行を意味する。機関説の政治的敗退は単に機関説への圧迫ばかりでなく、さらにすすんでファッショ文化統制に一つの前段階を与えた」とズバリと述べた。

### さて、機関説の経過はどうなったのか。

四月九日、内務省は美濃部の『逐条憲法精義』『憲法撮要』『日本憲法の基本主義』の三著を安寧秩序を乱すものとして発売禁止にしたが、軍部や右翼の機関説排撃運動の火の手は一向におさまらなかった。陸軍は政府へ機関説排撃の声明を出すことを強硬に要求した。

やむをえず、政府は八月三日、国体明徴の声明を出した。

「若シ夫レ統治権力天皇ニ存セスシテ天皇ハ之ヲ行使スルノ機関ナリト為スカ如キハ、是レ全ク万邦無比ナル我カ国体ノ本義ヲ愆ルモノナリ」

これでも軍部、右翼や倒閣を狙った政友会系代議士はおさまらず、美濃部の議員辞職と出版法違反での起訴を要求した。美濃部は屈せず頑として自説を曲げなかった。

美濃部の死後発見された、投函されなかった手紙には当時の心境を次のように書いていた。

「顧みればこの数年来、憲政破壊の風潮ますます盛んと相なり、甚しきは自由主義思想の絶滅を叫ぶ声すら高く、……小生微力にしてもとよりこの風潮に対抗して、これを逆襲するだけの力あるものに、これなく候えども、憲法の研究を一生の仕事と致す一人として、空しくこの風潮に屈服し、退いて一身の安きをむさぼりてはその本分に反するものと確信致しており候。及ばぬまでも、憲法擁護のために一身を犠牲とする悔いざるの覚悟を定め候……(5)」

美濃部の友人は心配して起訴を免れるため貴族院議員を辞することを勧めたが、美濃部は折れなかった。

『東京日日』(八月八日)のインタビューに対して「私は正しいと思っているから辞めるつもりはありません。議会での一身上の弁明がこうした波瀾を生んだとしても、やっぱり私はあの時、いってよかったと思っています。学匪と罵られては起たないわけには行きません。外国なら決闘するところです」と闘志は一向に衰えていなかった。

九月十八日、司法省は起訴猶予処分にしたが、処分後、美濃部は貴族院議員を辞任した。

学問的良心と自らの信念にあくまでも忠実で、頑固一徹の美濃部は貴族院議員をやめた直後、声明を発表し、自分の学説をくつがえした結果ではないことを強調した。

### **10・・・最後まで自説を曲げず**

「くれぐれも申し上げますが、それは私の学説を翻すとか自分の著書の間違っていた事を認めるとかいう問題ではなく、唯貴族院の今日の空気において私が議員として職分を尽すことが甚だ困難となった事を深く感じたがために他なりません」(『東京朝日』九月十九日)

この声明は大きな物議をかもした。

光行検事総長の談話とくい違っていたからであった。

光行検事総長は「機関説の如きは国民思想に好ましからざる影響を与うること少なからず。その内容は安寧秩序を妨害するの嫌疑なしとせず。……しかし、美濃部氏は謹慎の意を表わし居る点に鑑み、これを起訴せざる事を相当なりと決定した」と述べていた。

一件落着と思っていた政府は美濃部発言に驚き、閣議では全閣僚が激しく非難した。

小原法相は「せっかくなまく処分が解決したと思っていた矢先に美濃部氏も愚かなことをしたものだというのが皆の意見だ」と閣議の内幕を述べた。

美濃部は翌二十一日、小原法相にあて「声明を一切取消す」との内容の書簡を出し、司法部も了承、やっと天皇機関説問題は解決したか、と思われた。

しかし、軍部、右翼は起訴猶予処分と美濃部の声明にますます態度を硬化させ、政

府をいっそう強く突き上げた。追いつめられた政府は十月十五日「第二次声明」を出した。

「統治権ノ主体カ天皇ニマシマスコトハ我国体ノ本義ニシテ帝国臣民ノ絶対不動ノ信念ナリ。……天皇ハ国家ノ機関ナリトナスカ如キ所謂天皇機関説ハ神聖ナル我国体ニ戻リ基本義ヲ愆ルノ甚シキモノニシテ厳ニ之ヲ芟除セサルヘカラス……」

さんじょ  
芟除とは刈り除くという意味で、政府の断固たる意志が示されていた。

第二次声明が出された日、『東京朝日』『東京日日』も一斉に社説を掲げた。

『東京日日』は「国体明徴に対して何人も異論のないことはいうまでもない。わが国民の心理が一、二の学説によって国体に対する信念に何等動揺を感じていないことは国民の堅い信念であり、その点については一人の疑惑をさしはさむものがない」と書いた。

八ヵ月にわたる機関説排撃運動はこれによってやっと終結へ向かった。しかし、美濃部へのテロはつづいた。一九三五年十月三十日、美濃部を暗殺しようと日本刀を持って邸外をうろつき警戒厳重で目的を達しなかった男が暗殺予備で逮捕された。

## 11…テロにあった美濃部

一九三六(昭和十一)年二月二十一日、右翼の小田十壮が美濃部宅を訪れ、博士の教え子とウソを言って面会し、斬奸状を示し、危険を感じて逃げた博士を背後からピストルで狙撃、右大腿部に全治二十日のけがを負わせた。右翼に命を狙われつづけたのである。

中島健蔵は「国体明徴」の役割をこう位置づけた。

「とにかく、『国体明徴』は、日本人の思想の自由の息の根をとめてしまった。それは少数の狂信者の力でもなく、軍の一部のむり押しだけでもなく、それが、軍人をもこめた巨大な官僚組織の職務となり、しかも、国民大衆の多くがこれを盲目的に支持していたからである。なかば催眠状態に陥らされ、『覚めた半分の苦悶』になやんでいる人間たちにとっても、国民大衆を向うにまわして何ができたろうか(6)」

中島は天皇機関説をめぐる「国体明徴」論議のなかで、「戦後、このような資料を顧みる人も少く、愚劣な、滑稽な、そして兇悪な悪夢のようなものと片づけられ、笑われている。

しかし、わたくしは笑えない。否、笑わない。これらはほんの十年ほど前まで、日本に存在した事実であって、それをどうすることもできなかったという苦い体験を持っているからである(7)」と指摘している。

( つづく )

### < 引用資料・参考文献 >

- (1) 『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』 社会問題資料研究会編 東洋文化社一九七五年一月 283 - 284頁
- (2) 『昭和時代』 中島健蔵 岩波新書一九五七年五月 103頁
- (3) 『同上』 104頁
- (4) 『本庄日記』 本庄繁 原書房 一九六七年二月 208、216頁
- (5) 『苦悶するデモクラシー』 美濃部亮吉 文芸春秋社一九五九年三月 90頁
- (6) 『昭和時代』 中島健蔵 岩波新書一九五七年五月 128頁
- (7) 『同上』 127頁